

## 重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大 阪 市

工事請負契約及び業務委託契約に係る「最低制限価格」及び「調査基準価格」における算定式の改正について【お知らせ】

令和4年6月1日開札分から、最低制限価格及び調査基準価格における算定式について、次のように改正されますので、十分にご留意ください。

改正前	改正後
直接工事費 × 0.97	直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.9	共通仮設費 × 0.9
現場管理費 × 0.9	現場管理費 × 0.9
<u>一般管理費 × 0.55</u>	<u>一般管理費 × 0.68</u>

なお、令和4年5月31日開札分までは、従前（改正前）のとおりとします。

### 【関係規程】

- (1) [工事請負契約における予定価格の事前公表（試行）に関する要綱](#)
- (2) [工事請負契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (3) [工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領](#)
- (4) [業務委託契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (5) [業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領](#)

### 【工事請負契約の算定式について】

詳しくは、大阪市電子調達システム>【入札・契約制度に関するお知らせ】

- ▼「[工事請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格における算定式について](#)」〈R4.3.31〉をご確認ください。